

11回
令和3年第 総会
11月

白井市農業委員会会議録

令和3年11月9日 開会

令和3年11月9日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和3年11月9日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	笠 井 行 雄
会長代理	中 村 教 雄
1 番	伊 藤 治
2 番	岩 井 聡 明
3 番	今 井 幹 代
4 番	芦 田 恵 子
5 番	山 崎 正 司
6 番	山 崎 雅 巳
7 番	海老原 清

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 齊 藤 和 博
2. 小 松 隆 夫
3. 小 林 幸 子
4. 押 田 勝 巳
5. 海 老 原 菊 夫
6. 高 宮 正 明
7. 中 嶋 健 次
8. 秋 本 善 久

傍聴者 1名

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第3号 令和3年度第8次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従業者についての証明願について

議案第5号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

12月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 11月24日水曜日
- ・事前審査会(案) 12月 2日木曜日
第1班 午前9時から 本庁舎2階災害対策室2
- ・総 会(案) 12月 9日火曜日
午後4時00分から 本庁舎2階災害対策室2.3

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、令和3年11月定例総会に御出席をいただきまして、大変御苦労さまでございます。

先ほどの研修会、大変お疲れさまでございました。

また、先月の農地パトロールについても、忙しい中、大変お疲れさまでございました。

気温のほうも大分、朝晩低くなってきましたので、風邪等ひかないよう健康管理には十分気をつけていただきたいと思います。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員が過半数に達したため、これより令和3年11月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、5番、山崎正司委員、6番、山崎雅巳委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

それでは、1ページを御覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和3年11月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、富塚字沖の2筆でございます。

地目は畑。

地積、2筆合計で4,046平方メートル。

権利者は記載のとおりでございます。

経営面積は1,719アール。

義務者は記載のとおりでございます。

事由、所有権移転、売買です。

2番、根字入谷の1筆でございます。

地目は畑。

地積が1,031平方メートル。

権利者は記載のとおり。

経営面積は319アール。

義務者は記載のとおりです。

事由は所有権移転、売買でございます。

続きまして、2ページを御覧ください。

3番、中字西山の2筆と大坂の2筆。

地目は畑でございます。

地積は、合計で4,488平方メートル。

権利者は記載のとおり。

経営面積は60アール。

義務者は記載のとおり。

事由は賃借権の設定でございます。

4番、中字大坂の1筆でございます。

地目は畑。

地積は記載のとおり。

権利者も記載のとおりでございます。

経営面積は60アール。

義務者も記載のとおりでございます。

事由は賃借権の設定でございます。

5番、十余一字並木東側の1筆でございます。

地目は畑。

地積は1,510平方メートル。

権利者は記載のとおり。

経営面積は60アール。

義務者は記載のとおり。

事由は賃借権の設定でございます。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

笠井会長

ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

伊藤 治委員、お願いします。

伊藤 治委員

2班班長、伊藤です。

議案第1号1から5番について、3条申請に関わる調査報告を行います。

まずは、議案第1号1番。

資料は1番です。

当日は、権利者と義務者の代理人の行政書士の方が2名出席されました。

申請地は、市役所から北西に約3キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、稲の収穫が済み、きれいな状態でした。

進入路については、公道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、農業用自動車3台、耕運機1台、トラクター3台、コンバイン3台、草刈り機1台、田植え機3台、乾燥機4台、噴霧器2台と農機具はそろっております。

労働力は、世帯員が3人で、権利者と息子さんが農業に従事しています。

年間従事日数は、ともに150日、技術力もあります。

面積要件についても、問題はありません。

現在所有する農地は、全て効率的に耕作されているようです。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

続きまして、2番について、3条申請に関わる調査報告を行います。

資料は2番です。

当日は、権利者の方1名と義務者の代理人として、千葉県企業局の方が2名出席されました。

申請地は、市役所から西に約1キロメートルに位置しております。

申請地の現状ですが、きれいに整地されておりました。

進入路については、市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、貨物自動車1台、トラクター2台、スプレイヤー3台、選果機1台、その他2台と農機具はそろっています。

労働力は、世帯員が6人で、権利者夫婦と息子夫婦の4人が農業に従事しています。

年間従事日数は、それぞれ300日、250日、340日、100日で技術力もあります。

面積要件についても、問題ありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

続きまして、3から5番は同一案件のため、一括して調査報告を行います。

資料は3から5番です。

当日は、権利者の方が義務者の方の代理人を兼ねて出席されました。

申請地は、北に4キロメートルと、北東に4キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、きれいに整地されておりました。

進入路については、市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、刈払い機1台ではありますが、後に軽トラック、草刈り機、耕運機、肥料散布機などの購入を予定しております。

労働力は、本人と妻、妻の姉の3人です。

新規就農ということで経験は浅いですが、大変意欲があるようです。

面積要件についても、下限面積50アールをクリアしております。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

1番について、最適化推進委員の小林幸子委員をお願いします。

小林幸子委員 小林です。

今回、義務者の息子さんのほうにお聞きしましたところ、義務者は病気で、施設のほうに4年ぐらい前から入っており、田んぼのほうを経営することというか、耕作することが、息子さんは働いているのでできなくて、ライスセンターのほうに4年ぐらい頼んでいました。

田んぼについては、水代を払わなくてはいけなくて毎年赤字になっているということで、もうこれ以上、耕作していることができないので、近隣でたまたま借りて耕作している、権利者の方に声をかけて、耕作をしていただくようになったということで、もちろん義務者の方も承知しており、家族の了解を得ているということでした。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

2番について、最適化推進委員の中嶋健次委員、をお願いします。

中嶋健次委員 七次担当の中嶋です。

権利者は、七次土地改良区で30年尽力されました。

息子さんも毎日、梨栽培を頑張っています。

これからの梨組合を引っ張っていくものだと思いますけれども、問題ないと思います。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

3番4番について、今井幹代委員をお願いします。

今井幹代委員 農業委員の今井です。

先日、3番の義務者の娘さんにお電話でお話を伺いました。

数年前までは、お母さんが御自分で耕作していましたが、高齢であり、耕作できなくなっからは、親戚である4番の義務者の方が、自分のところと一緒に草刈りをしていたそうです。

ですが、畑として使ってもらったほうが良いと思い役所に申し出ていたところ、今回、権利者の方が借りたいということで、お願いすることになったそうです。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

5番について、山崎雅巳委員をお願いします。

山崎雅巳委員 農業委員、山崎です。
義務者の方にお話を伺いました。
この農地は、3年前までほかの人に貸していて、それからは、ここで耕作などはされてないということです。
義務者の方は、田んぼのほうメインでやっていて、これからも使用する予定はないということで、やってもらえれば助かるとのことでした。
以上です。

笠井会長 ありがとうございます。
事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

押田委員。

押田勝巳委員 推進委員の押田ですけれども、案件2番なのですけれども、お子さんは一生懸命農業やっておるのですけれども、こう言っちゃ悪いのですけれども、親のほうで買うような形になっていますけれども、そういう決め事というか何かあったのですか。
子供じゃ駄目とか。

節税の面からも、もしあれだったら、子供さんのほうがいいと思うのだけれども。

笠井会長 名義をね。

押田勝巳委員 ええ。些細なこととか、余計なことかもしれないですけれども。

伊藤 治委員 その点については、質問はしなかったのですが。

お父さんとお母さんですね。

権利者の方が買いたいということで、あれなのですけれども、金銭的なものがお父さん、お母さんにあって、息子さんのほうはないというか、しれません。

押田勝巳委員 結構、大きい農家だよな。

伊藤 治委員 そうですね。

押田勝巳委員 亡くなった場合に考えたほうがいいのかも分からない。

笠井会長 そういう選択肢もあるということですよな。

よろしいですか。

押田勝巳委員 意見です。

笠井会長 ほかにございますでしょうか。

芦田委員。

芦田恵子委員 農業委員の芦田です。

1番についてなのですが、農業経営実態証明書1の8の欄を見ますと、権利者の方がかなり高齢で、世帯人3人とありますが、息子さんの奥さんは主婦ということで、農業に従事している日数が、お二人とも150日しかなくて、それで面積的にはとても

大きな農家みたいなのですが、農業と会社経営と会社員となっているのですが、これも法人なのですか。

それとも、全然違う会社を経営して、農業しているのですか。

笠井会長 それでは、班長。

伊藤治委員 農業委員、伊藤です。

こちらの方、ほかに運送業のほうを経営されておまして、そちらの従業員の方もいらっしやう。

メインでは、まず最初に健康面のほうをお伝えしますと、義務者の方、高齢ですがお元気ということです。

メインはその息子さんのほうが、取りあえず、ちょうどいいお年なので、運搬などして、それで耕作されているようです。

あと、その会社の従業員の方を使って手伝っていただいたりとかで、人数的には問題ないと、こちらおっしやうしておりました。

芦田恵子委員 大丈夫なのですね。

伊藤治委員 はい。

ほかの田んぼとかも、ちゃんと耕作されているという、こちらは代理人からですが、報告ありました。

芦田恵子委員 かなりの面積と、機械も、農機具もかなりあるので、相当大きな農家なのかなとは思ったのですが。

いかんせん、この農業従事日数も150日と少ないし、これで大丈夫なのかなと思ったものですから、詳しいことは分からないのでお聞きしたのですが、会社員の方がやって、きれいにしていただくということであれば大丈夫だと思います。

ありがとうございます。

伊藤治委員 はい。

笠井会長 ほかにございますでしょうか。

ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを採決を行います。

1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番、許可することに可決します。

2番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、2番、許可することに可決します。

3番4番5番については関連がありますので、一括して採決を行います。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、3番4番5番、許可することに可決します。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。
それでは、3ページを御覧ください。
議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。
下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和3年11月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、神々廻字東原の1筆、宮前の1筆。

地目は畑でございます。

地積は、2筆合計で2,277平方メートル。

権利者は記載のとおり。

義務者についても記載のとおり。

申請事由は、地上権の設定、太陽光発電施設の設置でございます。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。
次に、先般行われました事前審査会の班長より審査内容の報告をお願いします。
伊藤 治委員お願いします。

伊藤 治委員 2班班長、伊藤です。
議案第2号、5条申請に関わる調査報告を行います。
資料は6番です。
当日の出席者は、権利者の施工業者の方が双方の代理人として出席されました。
立地基準ですが、申請地は、市役所から北東に約3キロメートルに位置しております。

進入路については、市道により確保されております。
農地区分としては、10ヘクタール未満の一団の農地となるため、第二種農地と判断いたしました。

転用目的ですが、申請地は義務者の自宅から距離があり、手が回らないため、利用していただける方を探していたところ、権利者の方が太陽光発電を設置したいということで計画されました。

次に、一般基準ですが、太陽光発電施設ということで2,277平方メートルであり、面積は妥当と思われます。

資金は自己資金で賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手するものと思われます。周辺農地への支障ですが、説明を行い了解を得たようです。

また、近接地は土地改良区ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

最適化推進委員の齊藤和博委員、お願いします。

齊藤和博委員 推進委員の齊藤です。

前回、総会時と同じなのでありません。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号農地法第5条の規定による転用許可申請について、採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

議案第3号 令和3年度第8次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

それでは、4ページを御覧ください。

議案第3号 令和3年度第8次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙のとおり令和3年度第8次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

令和3年11月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

続きまして、5ページを御覧ください。

5ページは、白井市長からの協議文になります。

続きまして、6ページを御覧ください。

令和3年度第8次農用地利用集積計画一覧表（案）。

1番、大字名内字下田の2筆でございます

地目は田。

利用権の設定面積は、2筆で1,390平方メートルです。

設定する利用権は賃借権。

内容は田、稲作でございます。

期間は3年。

賃料は記載のとおりでございます。

支払い方法は直接持参。

利用権を設定する者は、記載のとおりでございます。

利用権の設定を受ける者も、記載のとおりでございます。

経営面積は284アール。

新規でございます。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

今回は新規ですので、地区担当員の補足説明はございます。

今井幹代委員お願いします。

今井幹代委員 農業委員の今井です。

先日、義務者の方にお話を伺ってきました。

以前から自分で耕作はしていなくて、親戚の人に任せていたのですが、来年からはできないということで、今回、権利者の方をお願いすることになったそうです。

権利者の方は、去年の申請で近隣の田を幾つか借りて、きちんと耕作していますので問題ないと思います。

以上です。

笠井会長

ありがとうございます。

地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号令和3年度第8次農用地利用集積計画の決定について、採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長

賛成全員です。

議案第3号 令和3年度第8次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決します。

議案第4号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局、大野です。

それでは、7ページを御覧ください。

議案第4号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願について。

下記のとおり、生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願がありましたので提出いたします。

令和3年11月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、河原子字天神前の4筆でございます。

地目は畑。

地積は、4筆合計で6,232平方メートルです。

申請人は記載のとおりです。

申請事由は、生産緑地解除申請のため。

続きまして、2番、河原子字天神前の1筆です。

地目は山林、現況は畑です。

地積、3,941平方メートルです。

申請人は記載のとおりでございます。

申請事由は、生産緑地解除申請のため。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。
本案件につきましては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

地区担当員の補足説明はございます。

今井幹代委員をお願いします。

今井幹代委員 農業委員の今井です。

先日、申請人の方にお電話でお話を伺いました。

高齢の御両親で農作業をしておりましたが、今年の2月にお父様が亡くなり、お母様も80半ばで農業ができないということで、今回の申請となったそうです。

以上です。

笠井会長 2番も一緒ね。

今井幹代委員 一緒です。

笠井会長 ありがとうございます。

続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第4号生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願について、採決を行います。

1番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第4号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願について、1番、承認することに可決します。

2番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第4号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願について、2番、承認することに可決します。

議案第5号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

それでは、8ページを御覧ください。

議案第5号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて。

白井市長より、生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんの依頼がありましたので、買取希望者の有無について確認いたします。

令和3年11月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番から9番まで、事由は生産緑地解除申請のためでございます。

それでは、1番、復字台山の1筆でございます。

地目は畑。

5,950平方メートル。

買取申出者は記載のとおりです。

2番、復字台山の2筆です。

山林と畑になります。

現況は畑です。

地積は、2筆合計で2,660平方メートル。

買取申出者は記載のとおりでございます。

3番、復字台山の1筆です。

地目、現況は畑です。

地積は6,125平方メートル。

申出者は記載のとおりになります。

4番、復字台山の1筆です。

地目は畑。

1,411平方メートル。

申出者は記載のとおりになります。

5番、復字台山の1筆です。

地目は畑。

地積は2,924平方メートルです。

申出者は記載のとおりです。

6番、復字台山の1筆です。

地目は畑。

地積は1,272平方メートルです。

申出者は記載のとおりです。

7番、復字台山の1筆です。

地目は畑。

地積は260平方メートルです。

申出者は記載のとおりになります。

8番、復字台山の1筆です。

地目は畑。
地積は、260平方メートルです。
申出者は記載のとおりです。
9番、根字大山の1筆です。
地目は畑。
地積は1,016平方メートルです。
申出者は記載のとおりになります。
以上でございます。
御審議のほど、よろしく願いいたします。

笠井会長

ありがとうございます。
本案件につきましては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告は
ございません。
続いて、質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いします。
ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第5号
生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて、買取希望者の有
無について確認をいたします。

買取希望者はありましたでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

笠井会長

議案第5号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて、
買取希望者なしということで、市長に報告させていただきます。
次に、報告事項に入らせていただきます。
事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局、大野です。
それでは、16ページを御覧ください。
報告第1号 専決処分について。
下記のとおり白井市農業委員会事務局規程第6条第6号及び第7号の規定により専
決処分したので、これを報告いたします。
令和3年11月9日提出。
白井市農業委員会会長、笠井行雄。
続きまして、17ページを御覧ください。
① としまして、農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出になります。
続きまして、18ページを御覧ください。
18ページは、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出になります。

続きまして、表紙のほうに戻っていただきまして、（２）その他、12月の事前審査会、総会の日程について。

申請受付締切りが11月24日、水曜日。

事前審査会が12月2日、木曜日、第1班、午前9時から本庁舎2階災害対策室2になります。

総会が12月9日、木曜日、午後4時から本庁舎2階災害対策室2・3、こちらの会場になります。

以上でございます。

笠井会長 本日の議案については、全て終わりました。
慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。